

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の意思決定の迅速化並びに経営の透明性の確保と経営のチェック機能の強化を重要な課題とし、株主の立場に立って企業価値を最大化することを目的としております。

取締役会は、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しており、また、監査役は監査役会を組織するとともに、各種会議に出席し、積極的な監査を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1-2-2】

当社は、会社法で定める発送期限より前に招集通知を発送しておりますが、現時点において、発送前に電子的な開示を実施しておりません。今後、招集通知発送日より前倒しで公表するよう努めてまいります。

【補充原則 1-2-3】

当社は、適正な財務報告と監査のための十分な時間確保の観点から決算日程を設定しております。そのため、現状の体制におきましては、株主総会開催日を含む日程の前倒しは困難な状況にあります。現時点において、現行の集中日開催を継続することが濃厚な状況にあります。株主との建設的な対話の充実に向け、上記記載の理由を解消させる方向で取り組んでまいります。

【補充原則 1-2-4】

当社は、議決権行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等を行っておりません。今後の機関投資家や外国人株主の推移等を勘案し、検討してまいります。

【原則 1-4】

当社は、取引先との関係の維持強化を目的とし、株式の保有が中長期的な観点から当社の経営に資するかどうか判断し、取引先の株式を保有する方針であります。現時点において、取締役会にて保有の合理性の検討は実施しておりませんが、今後は取締役会にて定期的に保有の意義を検証してまいります。

【補充原則 2-5-1】

当社は、社内通報窓口を総務部に設置しておりますが、外部の経営陣から独立した窓口は設置しておりません。今後、経営陣から独立した内部通報窓口の設置を検討してまいります。

【原則 3-1】

(5)経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役及び社外監査役については、株主総会招集通知に選任の理由を説明しております。経営幹部の選任、社外取締役以外の取締役及び常勤監査役の選任の理由についても、今後、その理由を開示すべく検討してまいります。

【補充原則 3-1-2】

当社の外国人株主比率が低いため、英語での情報開示を行っておりませんが、今後、外国人株主比率を勘案し、判断してまいります。

【補充原則 3-2-1】

(1)外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況を把握しておりますが、外部監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後、外部団体のガイドライン等を参考に監査役会にて協議し、策定する予定です。

(2)外部会計監査人との意見交換や監査実施状況を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社の外部会計監査人である太陽有限責任監査法人は、独立性・専門性ともに問題ないものと判断しております。

【原則 4-7】

当社は、社外取締役が2名の体制であり、取締役会において積極的な意見交換が行われており、経営監視機能が十分機能していると判断しているため、独立社外取締役を選任しておりません。ただし、今後、会社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与するという観点から、独立社外取締役の選定を検討してまいります。

【原則 4-8】

当社は、現在、取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役3名)の体制となっております。取締役と監査役の合計10名のうち5名が社外役員であり、取締役会においても積極的な意見交換が行われており、経営監視機能が十分機能していると判断しております。従って、独立社外取締役を選定しておりませんが、今後、会社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与するという観点から独立社外取締役の選定を検討してまいります。

【補充原則 4-8-1】

当社は、現在、独立社外取締役を選定しておりません。今後、独立社外取締役の選定を検討し、取締役会にて独立した立場に基づき情報交換・認識共有できる体制の構築について検討してまいります。

【補充原則 4-8-2】

当社は、現在、独立社外取締役を選定していないため、筆頭独立社外取締役の選定も行っておりません。今後、独立社外取締役の選定を検討し、経営陣との連絡や監査役会との連携ができる体制の構築について検討してまいります。

【原則 4-9】

当社は、会社法の要件に加え、東京証券取引所の独立性基準を参考に、取締役会にて審議検討し、独立社外取締役の候補者を選定することとしておりますが、現在、独立社外取締役を選定しておりません。今後、独立社外取締役を選定する際に独立性判断基準を策定することを検討してまいります。

【補充原則 4-10-1】

独立社外取締役を選定した時点で、取締役の指名・報酬等の重要事項を検討する諮問委員会の設置を検討してまいります。

【補充原則 4-11-3】

取締役会の実効性評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価方法を含め検討してまいります。

【原則 5-2】

当社は、中経営計画を策定し、売上高、各利益等の目標値を設定しておりますが、現時点において公表しておりません。今後、策定した中期経営計画の開示に向け検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 1-4】

上記【コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【原則 1-7】

当社は、関連当事者間の取引について、経営の透明性を高めるという観点から取締役会決議事項としており、その取引内容につきましては取締役会に定期的に報告することとしております。

【原則 3-1】

(1)経営理念等や経営戦略、経営計画

当社の経営理念等については、当社ホームページにて開示しております。また、経営戦略等については、決算短信にて開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3)経営幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

経営幹部・取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、市場環境や中長期の業績を考慮したうえで、その達成度合いを勘案し、決定することとしております。

上記方針にのっとり、取締役会は代表取締役社長に一任し、決定しております。

(4)経営幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名については、当社の事業及び業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有し、適切な意思決定、職務遂行能力等を有することを考慮のうえ指名し、取締役会にて審議・決定し正式な候補者として株主総会議案として付議しております。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会議案として付議しております。

(5)経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

上記【コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補充原則 4-1-1】

当社では、取締役会規程により取締役会が決定すべき事項を明確に定めております。

【原則 4-8】

上記【コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【原則 4-9】

上記【コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補充原則 4-11-1】

当社の取締役会の構成は、取締役10名以内、監査役4名以内で構成する旨、定款で定めております。企業規模を勘案し、現在、6名の取締役（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成しております。また、取締役・監査役候補者を決定する際は、取締役会・監査役会全体としての経験、見識、専門性のバランスや多様性に考慮したメンバー構成にすることとしております。

【補充原則 4-11-2】

社外取締役及び社外監査役の決定にあたり、各候補者がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲内に留めております。なお、その兼職状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書にて毎年開示しております。

【補充原則 4-11-3】

上記【コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補充原則 4-14-2】

取締役及び監査役のに対し、その職務を果たすうえで必要な知識・情報を取得するため、適宜、外部セミナー等に参加しております。

社外取締役及び社外監査役については、就任時に当社の概要について説明を行ない、当社の事業内容等についての知見を深めることとしております。

【原則 5-1】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主との建設的な対話を促進することが重要と考えており、以下のとおり体制を整備しております。

(1)当社のIRにおける責任者は、総務担当取締役となります。

(2)IRの責任者である総務担当取締役は、IR活動に関係する部署を統括し、日常的な部署間の連携を図っております。

(3)株主等との対話の手段として株主総会をはじめ、当社ホームページ上にIR情報の掲載、決算短信発表時の代表取締役の記者会見など、当社の事業に対する理解の促進に努めております。

(4)株主等との対話においてなされた意見や質問は、必要に応じて経営幹部や取締役会にフィードバックし、情報の共有・活用を図っております。

(5)株主等との対話に際しては、関連法規や社内規定を順守し、インサイダー情報の管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社石川製作所	1,154,000	9.34
直山 秀人	932,300	7.55
本多 俊昭	517,000	4.19
日本証券金融株式会社	515,000	4.17
帝人株式会社	500,000	4.05
株式会社北國銀行	450,000	3.64
北日本紡績取引先持株会	418,000	3.38
ホライズン株式会社	310,000	2.51
CBHK－PHILLIP－SEC(HK) LTD－CLIENT MASTER	280,000	2.27
株式会社SBI証券	229,000	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

3 月

業種

繊維製品

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森近 慶一	他の会社の出身者							△	△			
北島 勉	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森近 慶一		株式会社石川製作所 取締役企画管理部門長兼開発部門長	株式会社石川製作所の取締役を務めており、その経歴を通じて培った経験・見識を当社の経営に活かしてもらうため、選任しております。
北島 勉		有限会社ケイティコーポレーション 代表取締役社長	有限会社ケイティコーポレーションの代表取締役を務めており、その経歴を通じて培った繊維業界の経験・見識を当社の経営に活かしてもらうため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、会計監査人の監査を活用し、同監査と重複をさけながら自らの監査成果を達成するように努めております。また、監査役は、内部統制室と緊密な連携を保ち、適宜意見交換を行い、情報の共有化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北川 邦昭	他の会社の出身者													
松栄 裕希	他の会社の出身者										○			
岩網 大介	他の会社の出身者										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北川 邦昭		――	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公平に当社が社会に果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるか監督できるため、選任しております。
松栄 裕希		石川商事株式会社 代表取締役社長	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公平に当社が社会に果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるか監督できるため、選任しております。
岩網 大介	○	弁護士 独立役員	経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公平に当社が社会に果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるか監督できるため、選任しております。また、当該監査役は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しているため独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では、今後も実施する予定はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
平成27年3月期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)において、当社が支給した取締役の年間報酬額は、5,010千円(うち社外取締役480千円)、監査役の年間報酬額は、5,115千円(うち社外監査役は1,440千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役に対して資料を配布し、事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しております。取締役6名(うち2名は社外取締役)、監査役4名(うち3名は社外監査役)であります。また、会計監査は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。
取締役会は、定時取締役会を年4回開催し、必要に応じて臨時取締役会の開催を行っております。経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。
監査役会は、定時監査役会を年4回開催し、必要に応じて臨時監査役会の開催を行っております。監査役は取締役会に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行うとともに、取締役の業務執行の監査を行っております。
当社は、経営会議を毎月開催しております。取締役(社外取締役を除く)、常勤監査役、部課長が出席し、取締役会の定める基本方針に基づき、その具体的な執行方針、進捗状況等の審議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であります。社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断したため、監査役制度を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等のIR資料を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人による経営管理体制をとっております。取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために担当する部署の内部統制を整備するとともに必要な諸規則を制定し、周知徹底を図るとともに、取締役会規則を遵守しております。また、グループ会社においても必要な諸規則を制定し、重要事項の事前承認や報告を受けることにより業務の適正を確保しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、管理本部を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規定に基づき、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理しております。

3. 当社及び子会社の損失の危険に関する規定その他の体制

当社グループの業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスク分析と識別を行ない、リスク管理体制を明確化しております。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会、経営会議の各規定、組織規定等により、各取締役及び使用人の分掌と権限を定めております。

5. 株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社に対し、コンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等グループ一体となった内部統制の維持・向上を図っております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置することとしております。また、当該使用人の任命・異動等人事権に関する事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとしております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項

当社グループが決定する重要事項は、監査役に報告することとし、更に内部統制室担当者が行う監査の結果、会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく報告する。また、当社グループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項が生じた場合には、いつでも監査役に報告することができ、監査役はいつでも必要に応じて当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として人事上の制裁処分その他不利益な取り扱いを行わないものとする。また、監査役は代表取締役と定期的に会合を行ない、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換を行うとともに、会社の重要会議に出席し、重要な意思決定や業務執行状況を把握する。さらに、監査が実効的に行われることを確保するために関連部門が監査役補助を行うこととしております。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査に係る費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理することとしております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力、団体との取引はもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

